

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和6年8月16日(2024.8.16)

【公開番号】特開2024-69223(P2024-69223A)

【公開日】令和6年5月21日(2024.5.21)

【年通号数】公開公報(特許)2024-092

【出願番号】特願2024-21644(P2024-21644)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/541(2006.01)

A 6 1 P 17/06(2006.01)

A 6 1 P 19/02(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 K 31/541

A 6 1 P 17/06

A 6 1 P 19/02

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月7日(2024.8.7)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

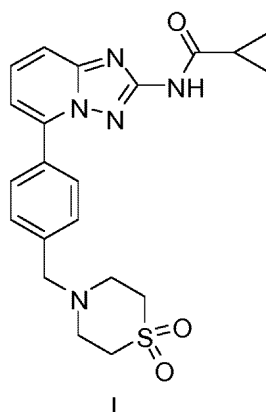
【特許請求の範囲】

【請求項1】

式Iによる化合物、或いはその医薬として許容し得る塩又はその溶媒和物もしくは溶媒和物の塩、或いはその活性代謝物を含む、乾癬性関節炎と診断された患者の治療において使用するための医薬組成物であって:

【化1】

30



40

該化合物が、200mgの日用量で投与されるように用いられる、前記医薬組成物。

【請求項2】

前記化合物が、1日に1回(q.d.)又は1日に2回(b.i.d.)投与されるように用いられる、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記化合物が、200mgの用量で1日に1回(q.d.)投与されるように用いられる、請求項1又は2記載の医薬組成物。

【請求項4】

50

前記化合物が、少なくとも1、2、3、4、6、8、10、12、又は16週間の期間投与されるように用いられる、請求項1～3のいずれか一項記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記治療が、少なくとも70%、少なくとも75%、又は少なくとも80%のACR20によって特徴付けられる治療効果を誘導する、請求項1～4のいずれか一項記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記治療が、少なくとも40%、少なくとも41%、少なくとも42%、少なくとも43%、少なくとも44%、又は少なくとも45%のACR50によって特徴付けられる治療効果を誘導する、請求項1～4のいずれか一項記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記患者が、腱附着部炎に罹患している、請求項1～6のいずれか一項記載の医薬組成物。

10

【請求項8】

前記患者が、0を上回るか、0.5を上回るか、又は1.0を上回るリーズ腱附着部炎指数(LEI)スコアを有する、請求項1～7のいずれか一項記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記治療が、少なくとも0.8、少なくとも0.9、少なくとも1.0、少なくとも1.1、少なくとも1.2、少なくとも1.3、少なくとも1.4、少なくとも1.5、少なくとも1.6、少なくとも1.7、少なくとも1.8、又は少なくとも1.9のLEIスコアの低下によって特徴付けられる治療効果を誘導する、請求項7又は8記載の医薬組成物。

20

【請求項10】

前記治療が、少なくとも0.35、少なくとも0.40、少なくとも0.43、少なくとも0.44、少なくとも0.45、少なくとも0.46、少なくとも0.47、少なくとも0.48、少なくとも0.49、少なくとも0.50、少なくとも0.51、少なくとも0.52、少なくとも0.53、少なくとも0.54、少なくとも0.55、又は少なくとも0.57のHAQ-DIスコアの低下によって特徴付けられる治療効果を誘導する、請求項1～9のいずれか一項記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記治療効果が、前記治療の第12週で見られる、請求項5、6、又は9記載の医薬組成物。

30

【請求項12】

前記治療効果が、前記治療の第16週で見られる、請求項5、6、又は9記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記患者が、3%を超えるBSA乾癬を示す、請求項1～7のいずれか一項記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記患者が、乾癬性関節炎の任意の追加治療を同時に受けないか、又は該患者が任意の抗TNF治療を同時に受けない、請求項1～12のいずれか一項記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記患者が、抗TNF治療を一度も受けたことがない、請求項1～12のいずれか一項記載の医薬組成物。

40

【請求項16】

前記患者が、事前の抗TNF治療に対して不十分な応答を有した、請求項1～12のいずれか一項記載の医薬組成物。

50